

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力発電所の安全性に対する国民の信頼は著しく損なわれ、その安全性の確保が喫緊の課題となっております。

石川県におきましても、志賀原子力発電所が立地しており、不安を感じる県民は少なくありません。

北陸電力では、ストレステストの一次評価の結果を国に提出し、原子力安全・保安院において審査がなされているところであります。

また、原子力の防災対策については、国において、原子力規制庁の設置、原子力災害対策特別措置法の改正、防災基本計画の見直しをこの4月にも予定しておりましたが、未だその時期も未定の状態であります。

本県では、防災会議のもとに設置している原子力防災対策部会において、現在、できるところから地域防災計画の見直しを検討しておりますが、部会での議論を進めるためにも、国の早急な取り組みが必要となります。

つきましては、原子力発電所の安全確保及び防災対策の充実強化に万全を期すため、以下のとおり要請いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 原子力発電所の運転には安全確保が大前提であり、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえた抜本的な安全対策を講ずること。
- 2 原子力安全規制、防災対策については、未だ原子力規制庁が設置されていないため、早急に国として責任ある体制を整備すること。
- 3 原子力防災に関して、国において早急に防災指針、防災基本計画の見直しのほか、別紙に示すような原子力防災に関する具体的な事項について検討を進めること。
- 4 エネルギー政策の見直しにあたって、国の責任において具体的な青写真を示して国民的な議論を行い、合意を形成すること。
- 5 原子力発電所を再稼働する際は、ストレステストの1次評価を実施した上で、新たな基準にあてはめ安全性を判断し、地元の理解を求めるとしているが、いずれにしても、国民の視点に立って、しっかり判断を行うとともに、原子力発電所の安全性について国民や地元に必要な説明を行うなど、国としての責任ある対応をとること。

平成24年4月27日

石川県知事 谷本 正憲

原子力防災に関する具体的な検討事項

1. 避難等の指示に必要な防護基準等
 - ・ P A Z、U P Zにおける避難等の基準について
 - ・ 避難指示等の内容について
 - ・ 避難指示区域の設定の考え方について
2. 避難等の指示の前提となるモニタリング体制
 - ・ モニタリングデータ受信施設の多重化等について
 - ・ モニタリング要員の確保について（広域的な調整）
3. 避難指示等の流れ
 - ・ 避難等を指示するための意志決定の仕組みについて
 - ・ オフサイトセンターを活用した国・県等の合同対策協議会のあり方について
 - ・ P A Z、U P Zそれぞれの住民等への情報伝達の手順と手段について
 - ・ 複合災害時における国の指揮命令系統のあり方について
4. 避難等の対応（避難手段、避難ルート、避難先 等）
 - ・ 避難手段（バス、自衛隊車両、船舶 等）の確保について
 - ・ 長期間にわたる避難対策について
 - ・ 要援護者の避難対策について
 - ・ 住民への啓発のあり方（リスクコミュニケーション）について
5. 安定ヨウ素剤の配布、被ばく医療等
 - ・ 安定ヨウ素剤の配布について（制度等の見直しについて）
 - ・ スクリーニング要員の確保について
 - ・ 被ばく医療の専門家の養成について
 - ・ スクリーニング手法の標準化について
 - ・ スクリーニングの実施場所、環境、設備のあり方について
6. 防災拠点のあり方等
 - ・ オフサイトセンターのあり方について
 - ・ 法定業務等の継続に向けたネットワークや法制度の対応策について
 - ・ 事故時の連絡体制、通信回線多重化対策について
7. 奥能登地域への海路・空路による物流や交通手段の確保
 - ・ 具体的な対応手段の検討について
（自衛艦、巡視船等による支援、全国レベルでのフェリー等のチャーター船の確保 等）